

洲本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

洲本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、洲本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的に策定する。

2 位置付け

アクションプログラムは、洲本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進するために策定し、同計画の改定時に同計画に位置付けるものとする。

3 取組期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
アクションプログラム	策定					
普及啓発等の取組		← 毎年度、取組の進捗状況を把握・検証・公表 →				

4 対象区域及び対象住宅

- (1) 対象区域 市内全域
- (2) 対象住宅 昭和56年5月以前に建築された住宅

5 耐震化を促進するための普及啓発等の取組

(1) 全市(町)民に対する普及・啓発

- ・ 住民説明会、相談会の開催
- ・ 広報誌、ホームページ、回覧板等による周知
- ・ 住宅耐震啓発パンフレットの配布

(2) 住宅所有者に対する取組

- ・ 戸別訪問、ダイレクトメール等による働きかけ
- ・ 耐震化の必要性・補助制度を紹介するリーフレット等のポスティング

(3) 耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組

- ・ 耐震診断を実施した住民へのヒアリング(電話等)

(4) 改修事業者等に係る取組

- ・ 関係団体と連携した耐震改修業者向けの技術講習会の実施
- ・ 登録住宅改修業者[※]等の情報の住宅所有者への提供

※兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づき、知事に登録された住宅改修業者

6 実績の公表

毎年度、支援目標を設定するとともに、診断実績・改修実績・戸別訪問等の実施及び達成の状況をとりまとめて検証し、ホームページで公表する。